

## 東京大学スポーツ先端科学研究拠点内規

平成28年 5月19日

総 長 裁 定

平成29年1月19日改定

平成29年3月 7日改定

平成29年6月15日改定

### (趣旨)

第1条 この内規は、東京大学スポーツ先端科学研究拠点（以下「拠点」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

### (目的)

第2条 拠点は、スポーツ・健康科学分野及び関連諸分野における研究を推進し、国内外の大学・研究機関等との連携拠点の役割を果たすとともに、その学術成果を学生の教育及び広く社会に還元し、もって東京大学における研究・教育の発展及び現代社会における諸課題の解決に資することを目的とする。

### (業務)

第3条 拠点は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ・健康科学分野及び関連諸分野に関する研究の全学的・学際的推進
- (2) スポーツ・健康科学分野及び関連諸分野に関する教育の支援
- (3) 国内外の大学・研究機関等との連携（共同研究を含む。）の推進
- (4) 拠点における研究及び教育に必要な会議の開催
- (5) 拠点における研究成果の社会への還元
- (6) その他前条の目的達成のために必要な業務

### (組織等)

第4条 拠点は、別表に掲げる部局の当該研究及び教育を推進する本学教員等をもって構成する。

- 2 拠点に、拠点長及び副拠点長若干名を置く。
- 3 拠点長は、本学の教授から総長が指名する。
- 4 副拠点長は、拠点長を補佐するものとし、本学の教授から拠点長が指名する。
- 5 拠点長及び副拠点長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 拠点に、特任教員、特任研究員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。
- 7 前項の特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委

員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

(運営委員会)

第5条 拠点に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 拠点に関する事務は、教養学部等事務部で行う。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、拠点の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この裁定は、平成28年5月19日から実施する。

2 この裁定の実施後最初に指名される拠点長及び副拠点長の任期は、第4条第5項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この裁定は、平成29年2月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年3月7日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年6月15日から実施する。

別表

医学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
総合文化研究科
教育学研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環

医科学研究所
生産技術研究所
分子細胞生物学研究所
先端科学技術研究センター
情報基盤センター
政策ビジョン研究センター